

会 長 提 出 議 案

地方分権改革の推進に関する決議（案）

地方分権改革推進委員会は、これまでの二次にわたる勧告に続き、今後、分権型社会にふさわしい税財政構造の構築について調査審議を進め、第3次勧告を行うこととしており、これらの勧告を踏まえ、政府においては、地方分権改革推進計画を作成し、平成21年度中できるだけ速やかに「新分権一括法案(仮称)」を国会に提出することとされている。

地方分権改革の目標は、「国が決めて地方が従う」という中央集権システムからの転換を図り、地方の役割を拡大して地域の個性を活かし活力に満ちた地域社会を実現することにある。そのためには、地方が自らの判断と責任の下で行財政運営を行うことができる仕組みを構築しなければならない。

併せて、地方分権改革の進展に伴い、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が拡大すれば、住民代表としての意思決定機関である地方議会の役割は一層重要性を増すことになる。地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に発揮していくためには、議会の自主性・自律性を高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるようにすべきである。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 国と地方の役割分担の見直しと権限・事務・財源の一体的な移譲

国と地方の役割分担を見直し、国から地方に権限・事務・財源を一体的に移譲すること。

その際、「補完性・近接性」の原理に基づき、住民に身近な行政を担う基礎自治体への権限・事務・財源の移譲を促進すること。

2. 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

国の出先機関の廃止・縮小による国と地方の二重行政の解消、国による関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小、国庫補助負担金の削減等により、国・地方を通じた行政の簡素化を推進すること。

3. 「(仮)地方行財政会議」の法律による設置

地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に地方の意見を反映させるため、政府と地方の代表者等が協議を行う「(仮)地方行財政会議」を法律により設置すること。

4. 地方議会の権能強化

地方分権時代における地方議会の役割は一層重要性を増すことから、議会の自主性・自律性を高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、議会の活動を制約している関係法令上の諸規定を見直し、地方議会の権能を強化すること。

以上決議する。

平成21年5月27日

全国市議会議長会

地方税財源の充実強化に関する決議(案)

世界的な金融経済危機による景気の悪化に伴い、地域経済も不況の度を深めており、地方財政は未曾有の危機に直面している。

こうした中、政府においては、これまで「生活対策」及び「生活防衛のための緊急対策」を実施するとともに、平成21年度の地方財政計画に地方交付税を1兆円追加計上するなどにより、地方財政運営に対する支援措置が講じられたところである。

また、「経済危機対策」として策定された平成21年度補正予算案では、地方公共団体に対する配慮として「地域活性化・公共投資臨時交付金」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」の創設により約2.4兆円を計上するなど、地域活性化のための支援策が示されている。

これらは、これまで地方が強く訴えてきた地方交付税の復元・増額や緊急経済対策の早期実施の要請にも応えるものであり、高く評価するものであるが、現下の地方財政は、景気悪化に伴う大幅な税収減や、少子高齢化の進行による社会保障費の増嵩などにより、依然として危機的な状況にある。

地方自治体が、今後も市民生活に欠かすことのできない行政サービスの提供を確保し、安全・安心の実現と地域の活性化を図っていくためには、地方税財源の充実強化が不可欠である。

よって、国においては、地方の再生と地域の活性化を図るため、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 地方交付税の増額

地方交付税については、地方財政計画に地方の財政需要を適切に反映し、総額を増額すること。

2. 地方税源の充実強化

地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分をまずは5対5とすること。

その際、地方消費税の充実など偏在性の少ない地方税体系の構築に最優先で取り組むこと。

以上、決議する。

平成21年5月27日

全国市議会議長会